

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（らくなん進都産業集積地区）の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和5年9月19日

京都市長 門川 大作

#### 1 都市計画を変更する土地の区域

京都市伏見区南寝小屋町、竹田泓ノ川町、中島外山町、下鳥羽渡瀬町、下鳥羽葭田町、下鳥羽平塚町、下鳥羽南六反長町、下鳥羽上三栖町、下鳥羽澱女町、下鳥羽浄春ヶ前町、下鳥羽小柳町、下鳥羽北ノ口町、下鳥羽西芹川町、横大路三栖山城屋敷町の各全部

京都市伏見区北寝小屋町、島津町、北端町、毛利町、治部町、中島樋ノ上町、中島前山町、中島堀端町、中島中道町、竹田松林町、竹田田中宮町、竹田鳥羽殿町、竹田藁屋町、下鳥羽城ノ越町、下鳥羽長田町、下鳥羽東柳長町、下鳥羽南柳長町、下鳥羽六反長町、下鳥羽広長町、下鳥羽但馬町、下鳥羽東芹川町、横大路三栖泥町跡町の各一部

#### 2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

#### 3 縦覧期間

令和5年9月19日から同年10月3日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

#### 4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

#### 5 意見書の提出

##### (1) 提出方法

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計

画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送、ファックス若しくは電子メールによって提出してください。ただし、郵送による場合は、縦覧期間満了の日までの消印のあるものは有効です。

(2) 提出先

ア 持参又は郵送

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

イ ファックス

075-222-3472

ウ 電子メール

tokeika@city.kyoto.lg.jp

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)